

0歳児における家庭保育の充実と1歳児認可保育園「入園予約制」の実施に関する  
陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第91号

受理年月日 平成29年3月10日

付託年月日 平成29年3月24日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 近年、核家族化が進み、子育ては「孤育て」と言われるほど、育児をする母親は、孤独感に苛まれています。健康サポートセンターによる新生児訪問では、「たまにはリフレッシュして下さい」と温かいアドバイスをいただきますが、リフレッシュしたくても、近くに子どもを預けられる両親や親戚が不在の家庭が多いのが現状です。江戸川区0歳児は6,062名である一方、0歳児の一時保育は、保育園2園定員6名のみで、各家庭が利用するにも圧倒的に定員が不足しているうえに、地域も偏っており、平等なサービスであるとはいえません。一時保育に関する問い合わせをさせていただきましたが、平成29年2月27日、ファミリーサポートを活用するよう回答をいただきました。ファミリーサポートは、地域のボランティアに依存するものであり、さらに地域差やサービスの差が発生することも鑑みると、公的サービスとして主体的に勧めるには、十分なサービスを提供できている状況ではありません。

江戸川区は、「子どもたちは、豊かな愛情の中で育まれることがとても大切です。とりわけ、人間形成上大切な乳児期は、家族の温もりとスキンシップが欠かせないものです。そのため江戸川区では、赤ちゃんが安心して成長できる家庭保育を大切にしております。」と明言しております。母親がリフレッシュ可能な環境を行政が整えていなければ、温かい家庭保育が可能になるとは思えません。また、共働き家庭において、育児休業を早々に切り上げて、0歳児で保育園入園を余儀なくされている家庭が増えてきている現状もあり、こちらについても江戸川区の方針に相反しております。

子どもと家庭を支えるため、国は「一億総活躍社会」の実現に向けた「新3本の矢」のひとつに、日本の未来を支えるための重要な施策として、「夢を紡ぐ子育て支援」を挙げています。共働き家庭も多く、保育利用者は増え続けている現状、平成28年8月24日、厚労省は、待機児童解消のため、「入園予約制」を全国の認可保育園にて導入することを決定しました。厚労省は保育所を探す「保活」の負担を和らげ、安心して育休を取れる環境を整える考えであります。平成28年9月5日、子ども家庭部保育課保育係ならびに子育て支援課計画係に問い合わせたところ、「江戸川区ではその予定は無い」「ニュースで見ただけで何も検討していない」という回答でした。

(裏面に続く)

平成29年4月入園の待機児童は、東京都ワースト1位という状況もあるため、0歳児の保育については要件を満たす方のみとする必要最低限とし、江戸川区で推奨する家庭保育が可能な環境を整えたうえで、その枠を1歳児の保育へと回すことにより、待機児童数も減少することが考えられます。

つきましては、貴議会において、0歳児における家庭保育の充実と、1歳児認可保育園「入園予約制」を実施するよう、下記のとおり、陳情いたします。

## 記

- 1 保育ママ194名に対し受託数101名とあるため(平成27年度)空き枠が発生している。その空き枠を0歳児一時保育枠として活用する。保育ママの保育の質のバラツキを解消するため、集団保育ママとすることで、第三者の目を確保することが可能となる。江戸川区による場所の提供(共育プラザやコミュニティ会館の空き部屋を活用)を行い、集団保育に適した場所を確保する。運用は、毎月区役所HPに、空き枠の保育ママの地域と人数を発表し、一時保育枠として開放、予約システムを活用した公募により一時保育を利用可能とする。
- 2 0歳児を持つ家庭に、ベビーシッター等のサービスを受けられる子育て支援券やパウチャーを支給し、0歳児一時保育の民間サービスを受けられるよう江戸川区で支援する。
- 3 2における子育て支援券やパウチャーを利用するためのサービス実施会社を誘致する。
- 4 1歳児認可保育園「入園予約制」を導入する。予約者が入園するまでの空き枠を、江戸川区にて圧倒的に不足している0歳児一時保育枠へ活用し、運用上無駄が発生しないよう工夫する。
- 5 認可保育園0歳児定員を1歳児定員へ振り替える。保育に必要な人員を確保する。具体的には、保育可能な人数は、保育士1名につき0歳児は3名であるが、1歳児は6名であるため、1歳児3名分の待機児童が解消される。
- 6 育児・介護休業法にて定められている1年間の育児休業を取得可能とするよう江戸川区にて推進する。具体的には、認可保育園の利用調整指数にて、1年間の育児休業取得者の基準指数を高くし、0歳児は家庭保育を実施する方が有利になる等の措置を実施する。
- 7 0歳児を持つ親が1年間の育児休業制度を活用できない場合(具体的には生計を立てるため労働する必要がある場合、または、自営業者の場合等)子が1歳になるまでは、安心して家庭保育が可能となる経済的環境を整える。具体的には、乳幼児手当以外に補助金を給付する等の対応を実施する。